

令和 6 年 8 月 10 日

東員町議会議長

伊藤 治雄 様

東員町議会

山崎 まゆみ

研 修 報 告 書

研修期間	令和 6 年 8 月 7 日（水） ～8月8日（木）【 2日間】
研修（視察）先	8月7日・・・兵庫県三木市 8月8日・・・兵庫県洲本市
目的（テーマ等）	三木市・・・まちづくり（団地再生プロジェクト）について 洲本市・・・決算事務事業評価について
参加議員名 （複数の場合）	東員町議会議員 全員
資料添付の有無	有 ・ ☒ 無

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページにご記入ください。

＜研修概要、内容＞

8月7日・・・兵庫県三木市 視察～ 団地再生プロジェクトについて

◎三木市の概要

- 兵庫県神戸市の北川に隣接、 ●人口約7万4千人、
- 播州三木刃物一金物の町（400年以上の歴史を持つ大工道具など）、
- 酒米「山田錦」が特産
- ゴルフ場数日本一（25のゴルフ場）

◎課題

- 人口減少・少子高齢化に伴う産業・まちの活力の低下

◎三木市緑が丘ネオポリス

- ・第1～3期開発 5,400区画

《戸建て住宅団地が抱える課題》

- 1970年代からの高度経済成長時代時に、
都会から通勤可能な戸建て住宅団地開発
団地開発から50年経過し、『人口減少・空き家・人口恋愛の高齢化』
の課題浮上
- 同世代が同時期に町に移り住む人口増加時代の従来型の限界
→課題解決に向けた動き

§（～2019年）

産官民学による体制作り

三木市 WS等による意見交換、住民説明

地域住民 WSによる意見交換

企業 郊外型住宅団地

大学 ライフスタイル研究会

ライフスタイル研究会参加団体＝緑が丘地区の関係企業に加え、課題解決を図るうえで必要となるリソースを有する企業・学識者・地域の代表者で構成される

大和ハウス工業

大阪都市開発部、総合技術研究所、ヒューマンケア事業部

①三木市、社会福祉協議会、国土交通政策研究所

②地域の3大学

⑨ 緑が丘まちづくり協議会（自治会）、サンロード商店街振興組合

◎生涯活躍のまち推進機構の動き

- 1、団地再生の取り組みの経緯
- 2、三木市生涯活躍のまちづくり「緑ヶ丘団地再生モデル事業 H28～R2 年度」

◎住民一緒に町の課題を考える

- ・ワークショップにいろんな世代の人（子ども、若者、高齢者）に入ってもら

（1）生涯活躍のまち推進機構の実績

- サテライトの運営（交通が他地域互助の実証）
- フレイル予防の実証
- 『み・ライフフェスタ』の開催
- 郊外型住宅団地の新しい生活サービスの実証

①IoT活用健康管理事業

①自動車運転実証事業

②青山7丁目農業就労体験事業

- クラウドソーシング（新しい仕事スタイルの実証）

①三木市のクラウドソーシング

子育てや介護などでの空いた時間活用で、収入を得られる

「新しいしごとづくり」～チーム制でディレクターを配置する

↓

所属ワーカーを支援

②クラウドディレクター

ワーキングチームを編成してディレクターを配置

③クラウドワーキングチーム

（アイディア、ウェブデザイン、チラシポスター、データ入力、映像、商品モニター等）

⇒ ⇒ ⇒ 5年間の事業の振り返りでの課題と今後の展開

【課題】

- 郊外型住宅団地についての人口比率、人口バランス
- 生涯活躍推進のなかで、委託先との橋渡しとなる組織の必要性

【今後の展開】

- 郊外型住宅団地にかかる市の位置づけ
“若者から高齢者まで多様な人々”が住み続けられる仕組みと魅力づくり
- 新たな組織
「稼ぐ仕組み」と「人材確保」
「デジタル連携基盤の仕組みづくり」（専門事業者との協働）

【三木市の課題】

- 1、行政サービスはセーフティネット部分へ（財政縮小）
○健康寿命延伸の管理 ○高齢者ファミリーサポート事業の実施

2, 推進機構の位置づけ (公平性の担保)

○団地再生にシフト

3、推進機構の自立化 (持続性)

○収益源確保が困難、行政主体では困難

4, この地域の取組を優先して進めるための位置づけ

§ (2020 年～)

1, 青山 7 丁目イメージ (案)

●働くエリア (ミニ胡蝶蘭栽培)

●多世代共生住宅エリア

●交流エリア、多世代共生住宅エリア

●ケア付き住宅エリア、多世代共生住宅エリア

□都市計画 (用途地域) の見直し

●いつまでも住み続けられるまちをつくるため

☆☆☆青山 7 丁目全体が連携し保管する建物用途

現状の「第一種中高層住宅」⇒⇒《変更》⇒⇒変更後「第一種住居地域」に！！

2, 団地再生事業のプロジェクト理念

●ライフステージに応じて住み替える先を民間事業者が整備する

空いた住宅をリノベーションして新たな世帯が移り住む

「人口減少」「高齢化」「空き家」の課題解決

3, 市 (自治体)

- ・不足する福祉系施設・公民連携による多世代交流、
- ・新しい働き方へのチャレンジ、
- ・モノづくり文化、
- ・市内外の人との繋がり場の整備

《解決目標の課題》

① 独居高齢者 ②地域内の活躍の場の不足 ③子育て不安

《住民へのアクション》

関心・参加・周知 ⇒ 発見・理解 ⇒ 創造、改善要求

4, 国との連動

① 2023 年度 SDGs 未来都市全体計画提案

SDGs11—「住み続けられるまちづくり」

SDGs17—「パートナーシップで目標達成」

〃 SDGs モデル事業提案

“パートナーシップによる価値創出、多世代の住民が快適に住み続けられるまちの実現”

② 令和 3 年度データ連携促進型スマートシティ推進事業

データ連携基盤の整備への支援 (交付金)

“地域が抱える様々な課題 (防災、セキュリティ・見守り、買い物支援など) をデジタル技術やデータ活用によって解決することを目指すスマートシティの実相を関係府省と一体的に推進

◎洲本市の概要

- 淡路島の中央部に位置する、神戸淡路鳴門自動車道が市の南北を縦断する
- 人口4万1千人（令和5年）、●農漁業、畜産業が盛ん
- 近年、菜の花栽培による地域活性化
- 平成18年に五色町と合併し、現在の洲本市になる。

§ 決算（議会）事務事業評価について

《内容》

◎令和3年決算終了後から実施している。議会改革で先進地視察後に、議会で事務事業評価を行うと、議会運営委員会で決定した。

9月定例会会期中に、決算審議とともに、事業評価を実施し、9月議会閉会後に議長から市長へ決算（議会）事務事業評価の提言書を手渡す。

（正副市長、教育長、正副議長、決算特別委員会正副委員長同席）

◎者（市長や部長など、執行機関の説明者として本会議や委員会に出席する、行政を執行している人たちのこと）の負担を減らすために、決算特別委員会の時間内で、事務事業評価を行う。

●11月末までに「委員会評価報告書」に対する「検討結果報告書」の提出

◎正副議長と監査委員は、決算審議には入らず、オブザーバーとして参加。

◎各常任委員会ごと3事業ずつ、合計9事業を選択（取組状況や収入面などを考慮しながら、新規事業、主要事業、などから選択）して、議会で事務事業評価を行っている。

☆☆問題点、改善策を提言して、市側からの検討結果報告をしてもらっているので、次年度の予算予算編成に寄与していると思われる。

☆☆住民への周知については、議会だよりとホームページにて行っている。

☆☆今後の課題

事務事業評価が、次年度にどのように反映されているのかを3月定例会会期中の予算審議の時に、審査・確認がまだできていなくため、改善する必要があると考える。

●決算審査＝前年度のお金の使い方

●議会の事務事業評価＝効率性、見合った成果が上がっているかを視点にしている

《所 感》

三木市

同世代が同時期に町に移り住む人口増加時代の従来型の限界という、東員町のネオポリス団地地区と共通の課題（「人口減少」「高齢化」「空き家」）があり、その課題解決のための取組は、とても興味深い視察テーマでした。

自治体規模など異なるし、町内に高校や大学を有しないので、東員町の状況とは全く同じとは言えませんが、参考にさせていただくことが多々ありました。

足りなかった福祉系施設や公民連携の多世代交流の場、新しい働き方へのチャレンジやモノづくり文化を紡ぐこと、市内外の人がつながる場の整備は市が担うなど、プロジェ

クトの道筋が明確で、住民の理解も得やすく良かったです。

「サテライト拠点」の考えとして、歩いていける距離に、生活利便性を高められるサービスや情報があり、“いつでも誰かとつながっている安心感”は、生涯健康活躍のために、重要なポイントだと思います。

住民の理解を増やすための３ステップのアクションも参考になります。住民誰もが当事者としての意識を持ち、地域課題を考えていき、みんなでより住み良いまちにしていこうという機運も高められていると思います。

また、国の様々な補助金について、所定の要件を満たして申請できるものについて、果敢に挑戦して幾種もの補助金の採択を勝ち取られている様子も、素晴らしいと思います。

デジタル技術の活用で、インフラ施設や運營業務の最適化をして企業や生活者の利便性と快適性を向上させる「スマートシティ事業」について、東員町の実情に合ったものとして考えられるように自分自身の学習の必要を感じました。

今回の視察研修で、好事例を学ばせていただく機会となり、とても有益でした。今回は議会議員研修でしたが、東員町執行部の職員の方も研修視察をされていました。執行部は担当の建設課だけではなく、東員町役場内に部局横断的な検討体制が構築されているようなので、庁舎内のプロジェクトチームの組成に大いに期待したいと思います。さらに視察で学んだこと、他の自治体の事例をそのまま横展開は無理です。東員町の実情を踏まえて今回の事例から学ばないといけないと思います。

洲本市

東員町議会でも、事務事業評価を昨年度から行っています。今年度も東員町議会予算決算常任委員会で（議長除く全議員で）事務事業評価の実施要綱から見直し、スケジュール案も作成して、まさしく現在取り組んでいます。洲本市議会さんの事務事業評価についてお話を聞かせていただき、東員町議会も協力して、事務事業評価に取り組んでいかないとはいけません。「決算審査」と「事務事業評価」とは異なります。『地方自治法第 233 条第 5 項』において、決算認定の書類に関する規定があり、『地方自治法施行令第 166 条第 2 項』に「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する長所」及び「財産に関する長所」などの書類に関する記載があります。地方自治法の規定の趣旨に基づくと共に、効率的な決算認定をまず行うこと。

そして、決算とは別に“議会基本条例に規定される町の執行機関を監視・評価するという議会本来の果たすべき責務を強化するため”に東員町議会では実施すると決めて取り組んでいる、「事務事業評価」について、行政運営の質を高め、町民サービスの向上を図ることを目的として、今後の町の取組みに反映してもらえるように、しっかりと事務事業評価を議会議員で協力して真摯に取り組んでいきたいと思っています。

良い研修の機会をいただき、ありがとうございました。